

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東二丁目2番4  
名 称 大栄環境運輸株式会社  
代表取締役 下地 弘章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可の年月日 令和 2年 9月 9日

許可の有効年月日 令和 7年 9月 8日



## 1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1) 燃え殻      | 10) 動植物性残さ   |
| 2) 汚泥       | 11) ゴムくず     |
| 3) 廃油       | 12) 金属くず     |
| 4) 廃酸       | 13) ガラスくず    |
| 5) 廃アルカリ    | 14) 鉱さい      |
| 6) 廃プラスチック類 | 15) がれき類     |
| 7) 紙くず      | 16) ばいじん     |
| 8) 木くず      | 17) 令第2条第13号 |
| 9) 繊維くず     |              |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるものなし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの  
6) 13) 15)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

## 【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。